

大田市福祉避難所 設置・運営マニュアル

令和4年2月

島根県大田市

福祉避難所設置・運営マニュアル 目次

第1章	福祉避難所の概要	1
第1節	福祉避難所の施設の要件	1
第2節	受入対象者の範囲	1
第3節	福祉避難所の種類	2
第4節	福祉避難所の開設までのフロー	2
第2章	災害時における運用	3
第1節	要配慮者への呼びかけと開設判断のための情報収集	3
(1)	放送周知（市災害対策本部事務局）	3
(2)	一般避難所での確認（避難所班・ブロック応援隊）	3
(3)	在宅者・移動困難者への個別安否確認の実施（要支援者・生活支援班）	4
(4)	福祉避難所開設の判断（市災害対策本部事務局）	5
第2節	福祉避難所の開設手続	6
(1)	開設要請	6
(2)	要配慮者の受入れ（移送）	6
(3)	開設期間	7
第3節	福祉避難所の設置運営	8
(1)	名簿の作成・管理	8
(2)	人員配置	8
(3)	受入れスペースの確保	9
(4)	食事の提供・食糧等の管理	10
(5)	物資の提供・管理	10
(6)	緊急時対応	11
(7)	閉鎖（指定解除）	11
第3章	参考資料	13
第1節	指定福祉避難所一覧	13
第2節	感染症対策を踏まえたレイアウト・配置物資例	13

第1章 福祉避難所の概要

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の在宅の要配慮者で入院の必要や施設に入所するほどではないが、一般の避難所では生活に支障を来たす人達のために、何らかの特別な配慮がされている避難所である。

第1節 福祉避難所の施設の要件

原則として、次の要件にあてはまること。

- ①施設がバリアフリー化され、要配慮者の安全性が確保されていること。
- ②要配慮者の特性を踏まえた避難生活に必要な空間が確保されていること。
※1人あたり概ね2～4㎡（畳2畳程度）を確保
- ③浸水履歴等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。

第2節 受入対象者の範囲

法律で定める「要配慮者」のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であること。具体的には下記のとおり。

- ①高齢者
- ②心身に障がいのあり、介助を要する者
- ③妊産婦および乳幼児
- ④その他の特に配慮を要する者
(難病患者や病弱者などの生活のための日常的な医療的ケアを要する者など)
- ⑤上記の者に同行する家族

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則、福祉避難所の受入対象者とはしない。

第3節 福祉避難所の種類

福祉避難所は、一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象とするが、このうち社会福祉施設等の、要配慮者の介護等を目的とした設備が充実した福祉避難所は、特に他の福祉避難所では対応が困難となる要配慮者を対象とする。

また、それらが不足する場合は、宿泊施設で対応する。

そのほか、施設の特性や要配慮者のニーズを踏まえ、市と施設が合意する場合は、要配慮者のうち特に対象を限定または優先した受け入れを行うことも可能とする。

(例：高齢者福祉施設において、介護を要する高齢者のみ受け入れる等)

第4節 福祉避難所の開設までのフロー

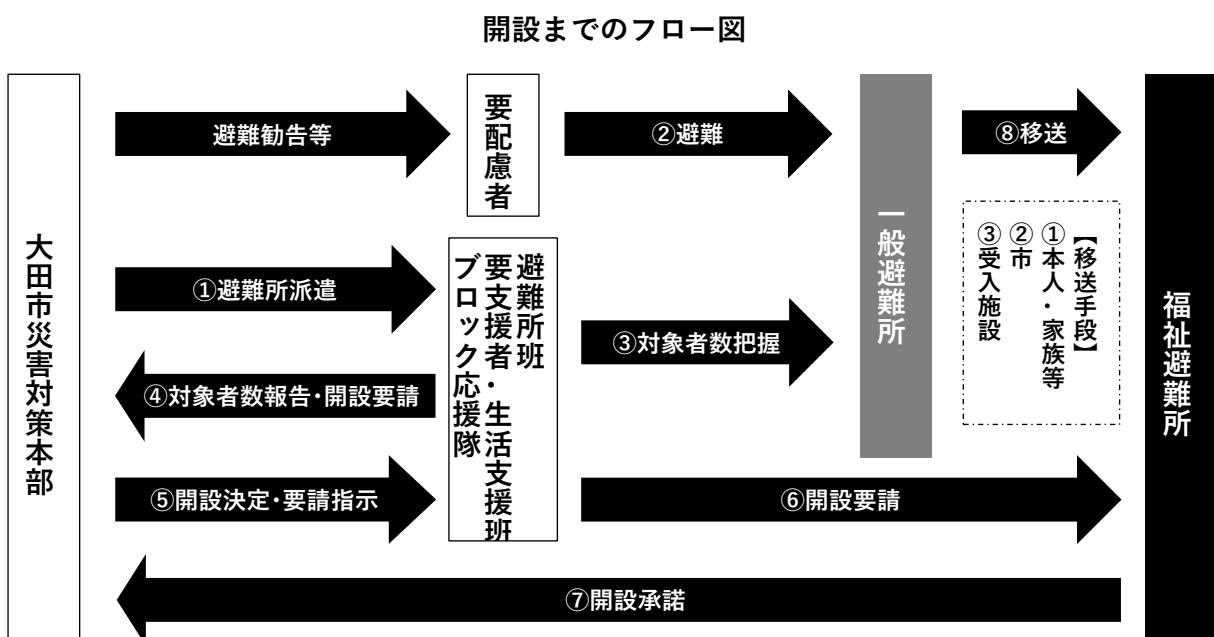
災害発生の際、一般避難所における避難者のうち、福祉避難所への受入を要する要配慮者数の把握を、総務部避難所班、福祉部要支援者・生活支援班が中心となって行うこととする。

災害の規模が小規模な場合は、避難所班の職員が現地確認を行い、大規模な場合は避難所班の指示のもと避難所に派遣されたブロック応援隊が状況を把握し、避難所班へ報告する。

一般避難所までの避難が困難な在宅の要配慮者については、要支援者・生活支援班により、避難行動要支援者台帳および個別避難計画の記載情報を調査し個別確認を進めるほか、本人、家族等からの避難支援要請により把握する。

両班は、本部事務局に対して福祉避難所への受入を要する対象者数を報告するとともに、班長が福祉避難所開設の必要性を認める場合は、あわせて本部事務局に開設判断を要請する。

本部事務局は、両班の情報および要請を基に開設の必要性を判断し、避難所班を通じて施設に対して開設を要請する。



※心身等の状況により一般避難所までの避難が困難な場合等により移送の要望があった場合は、班員と本人等の協議により福祉避難所開設後に自宅等から直接移送する。

第2章 災害時における運用

第1節 要配慮者への呼びかけと開設判断のための情報収集

(1) 放送周知（市災害対策本部事務局）

本部事務局は、一般向けの避難勧告とあわせて、要請があれば要配慮者に対する福祉避難所が開設できることを市ホームページや音声告知放送等で呼びかける。

(2) 一般避難所での確認（避難所班・ブロック応援隊）

○要旨

避難所班は、一般避難所開設後、避難受付状況がおおむね落ち着いたとみられるタイミング（ただし、遅くとも開設後48時間以内）で、避難所ごとに福祉避難所対象者となる要配慮者の避難状況・福祉避難所への移動意向に関する調査を行う。

対応職員は調査結果を避難所班長に報告し、避難所班長は本部事務局に報告のうえ、必要性に応じて福祉避難所の開設指示を本部事務局に要請する。

○調査体制

避難所開設が一部地域に留まるなどで班員に余裕があるとみられる場合は、班員により巡回調査を行う。避難所開設が広域にわたる場合は、避難所に派遣されたブロック応援隊を通じて調査を行うこととする。

○調査内容

- ・避難所内において、要配慮者および福祉避難所対象者となる属性をアナウンスし、移動の希望を募る（必須実施）。
- ・受付簿記載の情報、受付職員への聞き取り、現場の目視等により、該当すると考えられる避難者に個別に声掛けをし、意向を確認する（職員の余力に応じ実施）。
- ・調査により得られた ①希望者の人数（家族等含む）および世帯数 ②要配慮者の属性 ③自律移動が可能か ④要配慮者からの要望事項 以上の点を避難所班長に一報する。
- ・一報後、希望者の氏名、年齢、住所、要配慮者の属性、自律移動の可否、要望事項および同行者の氏名、住所、年齢が記載された書面を避難所班長へ送付する（受付名簿該当部分の複写等、内容の分かる任意の方法、書式でよい）。

○調査結果

避難所班長は、一報の受領時に、前述の情報が揃っているかを確認し、あわせて、調査職員による緊急度の印象（一般避難所での滞在にどの程度困難を来しているか）を確認し、判断の参考とする。また、書面調査結果を受領次第、本部事務局に報告する。

あわせて福祉避難所開設の可否を検討し、班長が必要と認める場合は本部事務局に対して開設指示を要請する。

調査の一報時点で特に福祉避難所の早期開設を要すると認める場合は、ただちに本部事務局に報告し、開設指示を要請することとする。

(3) 在宅者・移動困難者への個別安否確認の実施（要支援者・生活支援班）

○要旨

- ・要支援者・生活支援班は、発災後速やかに避難行動要支援者台帳および個別避難計画等に基づき、発災地点や災害種別に応じて危険性が高い地域（例：豪雨時における浸水区域や急傾斜地付近など）を優先し、自宅からの移動が困難な要配慮者（≒要支援者）の安否確認を実施する。
- ・確認連絡は、警戒レベル3の発令があり次第開始する。天候の変化が急激であることが想定される場合は、状況に応じて警戒レベル3の発令見通しが立ち次第開始する。
地震等予見しがたい災害による場合は、班員の安否が確認され次第開始する。
- ・確認連絡は、班員のほか平常時の見守りをを行っている団体等の協力により行う。
- ・福祉避難所への避難希望者があれば、対応準備完了後に再度連絡する旨を伝え避難準備を進めてもらう一方、本部事務局に状況を報告する。
- ・安否確認により、移送が必要な場合は調整のうえ対応する。
- ・福祉避難所の受入準備が完了したことの報告を避難所班から受領後に、避難希望者に連絡し、福祉避難所へ移送する。

○連絡体制

- ・連絡は、班員のほか、民生委員や社会福祉協議会等、平常時の見守りをを行っている団体等の協力により行う。
- ・要支援者・生活支援班は、連絡に際してスムーズな分担ができるよう、平常時に協力団体との取り決めをしておくこと。一方、協力団体が被災することで機能できない可能性があるため、協力団体の安否確認は、要配慮者の個別確認連絡に先立ち実施すること。
(連絡ミス回避のため、この確認時に役割分担の再確認をあわせて行えることが望ましい)

○連絡内容

- ・確認連絡は、避難指示等が発出されている地域において被災の危険性が高い場所（例：豪雨時における浸水区域や急傾斜地付近など）に居住する、自宅からの移動が困難な要配慮者を対象として電話等で連絡する。
- ・移動困難、居住地の危険性などの情報については、避難行動要支援者台帳および個別避難計画、または平常業務で把握している各種情報を情報源とする。市は、個別避難計画の作成にあたって、協力団体の支援を得てこれらの情報の把握に平時から努めることとする。
- ・自宅および本人の現況を聞き取り、避難が必要であること、地域での移送が困難な場合は市等で移送を対応する旨を告げ、市等での移送を要する場合は、再度市から連絡または訪問があるまでに避難準備を行うよう呼びかける。
- ・班員は、対応が必要となることについて、氏名、居住地、要配慮者の属性を班長に報告す

る。班長は、班内での移送対応の可否を確認し、困難な場合は避難所班を通じてブロック応援隊等での対応が可能かを確認する。

- ・市で対応不可能と判断された場合は、受入施設に対して送迎の照会を行う。施設においても対応不可能である場合は、対応可能となるまで保留し、要配慮者に対して見通しを伝える。その他判断基準の要旨は次項のとおり。

○移送の判断および要配慮者への指示の順序

- ①移送者確保OK、施設受入OK → 準備でき次第移送実施。
- ②移送者確保OK、施設受入NG → ①災害発生のおそれまで猶予がある（警戒レベル3まで）場合は避難準備を呼びかけつつ受入施設を継続調査。
②警戒レベル4以上の場合は最寄りの一般避難所へ移送
- ③移送者確保NG、施設受入OK → 市が対応可能な移送要員が確保できるまで待機。
警戒レベル4以上の場合は、極力早期に移送要員確保を避難所班および本部事務局を通じて調整するとともに、要配慮者に対して近隣住民の協力可能性を再度確認させつつ、垂直避難を呼びかける。
- ④移送者確保NG、施設受入NG → 移送人員および避難所を即時には確保できないこと、状況が整い次第救援に向かうことを要配慮者に告げ、垂直避難を呼びかける。

（４） 福祉避難所開設の判断（市災害対策本部事務局）

○要旨

本部事務局は、原則、避難所班又は要支援者・生活支援班の要請に基づき、開設を判断する。判断は、事務局で行うほか、規模等の必要に応じて本部会議により決定する。
開設を決定した後は、避難所班に対して、施設に開設要請を行うよう指示する（要請プロセスの詳細は第2節に記載）。

○開設判断の時期

以下の場合に、本部事務局の判断又は本部会議の開催により開設を決定する。

- ・避難所班又は要支援者・生活支援班からの要請があった場合
- ・その他、要配慮者からの要請があった場合

開設決定後は、本部事務局は避難所班に対して開設対象とする施設を示し、施設への開設要請、調整を行うよう指示する。

第2節 福祉避難所の開設手続

(1) 開設要請

○要旨

大田市が福祉避難所を開設すると認めた時は、大田市は施設に対し、事前に施設の被害状況や収容可能人数等の確認を行い、「福祉避難所開設要請書（様式1）」により福祉避難所の開設を要請する。

○留意点

開設要請にあたり、市（避難所班）は、施設に対して電話等により受入可否の事前確認を行う。施設は、施設の被災状況や職員の参集状況・人員体制、収容スペース等を考慮し、福祉避難所の開設が可能か検討を行う。

確認結果を踏まえ、市は、施設毎の収容可能人数や体制等を勘案したうえで、開設を要請する施設を本部事務局において判断し、必要に応じて本部会議での決定を経たうえで、避難所班に対して開設を要する対象施設を示し、施設に対する開設を要請するよう指示する。

避難所班は、開設要請指示に基づき、対象施設に「福祉避難所開設要請書（様式1）」により開設要請を行う。

なお、要請書については、緊急の場合においては口頭で承諾を得た後は、後日書面交付を可能とできる。

(2) 要配慮者の受入れ（移送）

○要旨

要配慮者の施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族または支援者が行う。ただし、家族または支援者による移送が困難な場合にあっては市が行うものとする。市は、必要に応じて、受入先施設に対して移送の協力を要請することができる。

○留意点

・要配慮者の施設への移送は、下記の優先順位により行う（居宅から施設への移送を含む）。

①家族又は支援者 ②市職員（主にブロック応援隊員を想定） ③受入施設職員

・上記①②の手段により難しく、受入施設に移送を要請する場合は、事前に施設に対し移送の対応可否を確認し、了解があれば市からFAX等により「移送要請書（様式2）」を送付する。

緊急時には後日送付でもよいが、後段の求償に際しての証書となるため作成は必須とする。

・市から要請を受け、受入施設が移送を完了した場合は、受入施設は「移送記録簿（様式2-1）」を用いて記録する。移送に要した費用については市が支払う。

- ・移送費は、介護報酬による加算額に準じ、1人（回）片道送迎ごとに1,840円以内とする。算定には車両使用料、燃料代、人件費その他移送時の雑費など、移送に係る費用一式を含む。
- ・支払い対象は要配慮者本人分とし、同乗した家族等の費用は計上されない。ただし複数台を運用する必要があった場合は、その台数分の費用計上ができる。
- ・求償は、福祉避難所の閉鎖後に行う。施設名と代表者の記名押印がなされた請求書本書にあわせて、証拠書類として移送記録簿（様式2-1）を添付し、大田市に対して請求する。
- ・市は、移送要請書と移送記録簿の突合により検査し、合格した場合は支払いを行う。
※非常時において相互の事務量が過大とならないよう、検査にあたっては基本的に氏名と滞在の履歴が確認できれば足りるものとする。

- ・施設の閉鎖、退所時には、要配慮者は各自で帰宅することとし、移送の対象とはしない。

（3） 開設期間

○要旨

福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあっては、市と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとする。

○留意点

- ・開設期間は、「福祉避難所開設要請書（様式1）」により市が要請を行った期間とする。
- ・災害救助法では、避難所（福祉避難所を含む）は、災害に際し応急的に難を避ける施設であることから、開設の期間は災害発生の日から最大限7日以内と基準が定められている。
開設の延長が必要な場合における、延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合、基準の期間である7日以内となる。これは、再延長の場合も同様となる。
- ・開設期間が予測できる場合または一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、国（県）と協議のうえ、7日を超える期間で開設又は延長の期間を設定できる場合がある。
- ・開設の延長にあたっては、事前に市と施設が協議を行ったうえで決定するものとする。この場合における、文書による要請は後日となる場合がある。

第3節 福祉避難所の設置運営

(1) 名簿の作成・管理

○要旨

受入施設は、福祉避難所として受入を行った要配慮者等について、大田市からの「要配慮者等受入要請者名簿(様式1-2)」および本人からの聞き取り調査等により「要配慮者等受入リスト(様式3)」を作成し要配慮者の管理を行う。

要配慮者等の受入れの追加や、退所等により受入れ者に変更が生じた場合、その他必要に応じて随時リストの更新を行うこと。

○留意点

- ・「要配慮者等受入リスト(様式3)」は、支援物資の配分等に影響するため、福祉避難所の設置運営を行うにあたって早急な作成を要する。
受入施設は、大田市からファクシミリ等により施設へ示された「要配慮者等受入要請者名簿(様式1-2)」に記載された情報をもとに本様式を作成すること。
- ・災害の規模や緊急度合い等により、個人情報が入り不足である場合は、要配慮者本人又は家族等からの聞き取り調査により作成すること。
- ・報告書「日報(様式4)」により、受入人数および入退所者数を大田市へ毎日報告すること。特に入所者が退所する場合は、可能な限り転出先を確認し記録すること。
- ・災害の状況等により報告送信が難しい場合は、緊急を要する場合を除き、後日まとめて市に報告すること。

(2) 人員配置

○要旨

災害救助法が適用された場合、福祉避難所の運営にあたってはおおむね10人の要配慮者に対して1人の生活相談職員等を配置することとされており、市は災害時において、人的支援が得られるよう民生児童委員、支援団体等と連携を図るものとする。

なお、大田市による生活相談職員等の配置体制が難しい場合は、受入施設に対して生活相談職員等の配置の協力を要請することができる。

○留意点

- ・生活相談員等は、要配慮者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務等を行う。

- ・要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談職員等は介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましいが、専任である必要はなく、施設の職員が兼務してもよい。
- ・大田市は、災害救助法が適用されない場合であっても、できるだけ生活相談員等を配置し要配慮者の支援を行うこととする。

- ・福祉避難所の設置費は、災害救助法及び大田市における短期入所生活介護の介護報酬等を踏まえ、福祉避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費等として、避難者1人1日あたり330円+地域における通常の実費を支払うものとする。
 - ・求償は、福祉避難所の閉鎖後に行う。施設名と代表者の記名押印がなされた請求書本書と、上記設置費について積算した請求内訳を送付する。
 - ・市は、施設が別途送付した要配慮者等受入リスト（様式3）を証拠書類として検査し、合格した場合は支払いを行う。
- ※非常時において相互の事務量が過大とならないよう、請求内訳については各費目ののべ人数*単価の表示でよく、基準額の超過がなければ、詳細な根拠の検証は原則不要とする。

（3） 受入れスペースの確保

○要旨

要配慮者の特性を踏まえ適切に対応ができるよう、1人あたりの面積は、概ね2-4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保すること。あわせて、できる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備を行うこと。

また、感染症流行時においては、可能な範囲で感染防止のため避難者間の相互距離の確保を図ることとする。要配慮者の特性に留意しつつ、ついたてなどにより空間ごとの区画化を図り、区画同士の距離について2m以上間隔を取るよう努めること。

感染症の疑いがある避難者がある場合は、可能な限り主要動線から離れた個室を割り当て、他の避難者・職員等との接触を避けること。

個室の確保が困難な場合は、受入スペースの一隅についたて等で境界を設け、他者との接触を最小限とすること。

いずれの場合も手指衛生や換気、共用部分の消毒に努め、施設全体で励行すること。

○留意点

- ・空室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、それを優先する。
- ・要配慮者を受入れるにあたり、ベッドや車イス等が不足する場合は、受入施設において数量等を取りまとめ、市に支援を要請する。
- ・市は、要請に応じ病院、福祉用具リース業者等に依頼し用具を調達する。
- ・受入施設は、地域交流スペース又はデイサービスのスペース等を利用し、できるだけ1人あたりの面積を広く確保できるよう努めること。

(4) 食事の提供・食糧等の管理

○要旨

受入施設は、食糧等に不足がある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「食糧処理票（様式5）」により、大田市に配給を要請することができる。

○留意点

- ・要配慮者等への食事に供する食糧は、原則、施設にて確保すること。
- ・局地的な災害等の場合等で、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、施設で食糧を購入する等して調達すること。

- ・食事の提供に要した経費は、大田市へ請求することができる。
- ・上限額は、災害救助法に基づき避難者1人1日あたり1,160円以内（税込）とする。食事の提供に要した総経費を、延給食日数で除した金額をもって日額とする（大人も小人も全て同額とし、1食は1/3日として計算）。
- ・求償は、福祉避難所の閉鎖後に行う。福祉避難所の設置に係る請求に費目として組み込む。

- ・福祉避難所における食事の提供は、特別養護老人ホーム等の入所居住型施設における入所者に通常提供される水準のものを求めるものではない。
- ・施設による食糧の確保が難しい等、食糧等に不足が生じる恐れがある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「食糧処理票（様式5）」により市に支援を要請すること。
市は、要請に応じて市備蓄物資や他市からの援助物資、協定業者からの流通物資等による支援を行う。
- ・受入施設は、市へ支援を要請し、食糧の受入の確認を行った場合は、「食糧処理票（様式5）」に確認日時を記入し保管すること。

(5) 物資の提供・管理

○要旨

受入施設は、物資等に不足がある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「物資処理票（様式6）」により、大田市に要請することができる。

○留意点

- ・要配慮者等へ提供する毛布等の物資は、施設にて確保すること。
- ・施設による物資の確保が難しい等、物資に不足が生じる恐れがある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「物資処理票（様式6）」により、大田市に支援を要請すること。
市は、要請に応じて市備蓄物資や他市からの援助物資、協定業者からの流通物資等による支

援を行う。

- ・市へ支援を要請し、物資を受入れた場合は「物資処理票（様式6）」に受領者名を記入し、保管すること。

（6） 緊急時対応

○要旨

福祉避難所は、入所介護や療養、医療処置を必要としない心身の程度の者が入所対象となるが、身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、緊急入所施設や医療機関へ速やかに移送し、適切な対応を図る必要がある。

○留意点

- ・受入施設は、要配慮者の身体状況の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、速やかに市へ連絡すること。

※この場合、特別養護老人ホームおよび老人短期入所施設並びに障がい者短期入所施設などの緊急入所施設や医療機関に要配慮者の受入を要請することになるが、緊急入所施設での介護サービスは、介護保険制度の中で対応することとなり、介護サービスを受けるには認定を受ける必要が生じる。

このことから、緊急入所施設が要配慮者の受入れを行った場合の、経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、市との間で協議のうえ確定することになる。

- ・緊急入所施設や医療機関への要配慮者の移送手段については、本章第2節(2)に記載する要配慮者の受入れ（移送）と同様の取り扱いとする。
なお、要配慮者の移送先が医療機関となる場合は、要配慮者の身体状況によっては、救急車による搬送が必要となる。
- ・緊急に医療処置等を要し、市と協議を行う時間がない場合は、受入施設の判断により対応し、その後、速やかに市へ報告すること。
- ・その他施設内で要配慮者のトラブル等が発生した場合は、市に直ちに連絡すること。

（7） 閉鎖（指定解除）

○要旨

要配慮者等が全て退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、市と受入施設は必要な原状回復を行い、市は福祉避難所としての指定の解除を行う。

○留意点

- ・福祉避難所としての指定の解除を行った場合は、市は施設に対して「福祉避難所指定解除通

知書（様式7）」を交付する。

- ・受入施設は、福祉避難所の閉鎖後、市に対して速やかに設置運営経費の請求手続きを行う。
- ・福祉避難所の設置運営に要した経費については、「福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書（様式8）」をもって、実費を市へ請求することができる。
- ・所要の実費は、項目ごとに下記の額を目安とする。ただし、災害の規模および被災者の状況等により、下記により難しい場合にあっては、市と協議のうえ決定する。

○福祉避難所の設置運営に係る経費の目安 ※明記された金額は上限金額。

項目	区分	経費目安（税込）	備考・積算根拠
避難所設置・運営	1人あたり （日額）	330円+地域における通常の実費分	<p>【災救】昼間や夜間のみでの避難等であっても1日として計算する。対象経費は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置、維持管理等の人的費 ・全体で共用する物品の消耗品費 ・建物の使用料、借上費、購入費 ・光熱水費 <p>（いずれも、通常の避難所においても発生しうる経費部分を想定）</p> <p>【地域における通常の実費相当部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の配置経費 ・仮設便所等の設置運用費 ・その他環境衛生維持や日常生活の支援を行うための機器、消耗品費
食品の給与	1人あたり （日額）	1,160円以内	<p>【災救】食品給与のための総経費を延給食日で除した規定額（1食は1/3日）</p> <p>※食材費のほか、給与のための調理に必要な燃料費等を含む</p> <p>【災救】飲料水については購入等の実費を別途加算可能</p>
移送費	要配慮者本人 1回あたり （片道）	1,840円以内	<p>【災救】移送人員の雇上費用における所要額を計上可能とするもの</p> <p>【積算根拠】R3介護報酬における短期入所生活介護送迎加算に準拠</p>

※積算は原則災害救助法に準拠し、地域実勢等を参照する積算補助として、介護報酬等を参照。

第3章 参考資料

第1節 指定福祉避難所一覧

町名	施設				収容人数
	管理団体	名称	所在地	電話	
仁摩	大田市	仁摩保健センター	仁摩町仁万 540-1	88-4400	21
温泉津	大田市	温泉津保健センター	温泉津町小浜イ 486	0855-65-3111	32
温泉津	大田市	温泉津コミュニティセンター（一部）	温泉津町小浜イ 486	0855-65-1522	17
三瓶	さんべ開発公社	国民宿舎さんべ荘（本館・別館）	三瓶町志学 2072-1	83-2011	130
三瓶	しまね自然と環境財団	北の原キャンプ場（ケビン18棟）	三瓶町多根 1121-1	86-0152	104
山口	青少年教育振興機構	三瓶青少年交流の家	山口町山口 1638-12	86-0311	373
長久	亀の子	亀の子工房（防災センター）	長久町長久口 267-6	82-3077	30
大田	島根県	あすてらす	大田町大田イ 236-4	84-5500	187
波根	島根県	農林大学校（研修館・寄宿舍）	波根町 907-1	85-7011	90

※収容人数については、感染症対策を想定しない場合の上限数であるため、実際の収容可能数はこの数字より大きく減少することが想定される。また、記載の数字は収容の上限であって、実際の状況によりこの数字より少ない人数となることがある。

第2節 感染症対策を踏まえたレイアウト・配置物資例

内閣府発出資料「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版、令和2年6月）」より引用している。

福祉避難所においても、感染の疑いがある避難者用の間取りや配置物資など、必要部分において参考とすること。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離、消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

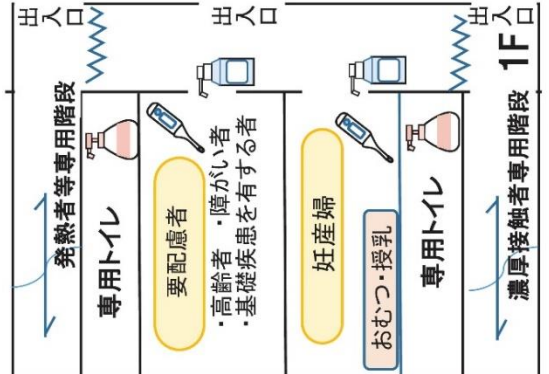
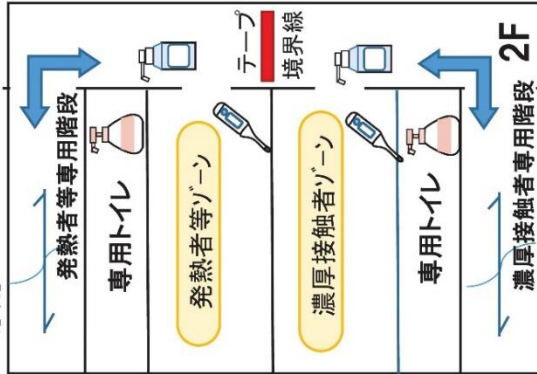
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を罹患したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とす。

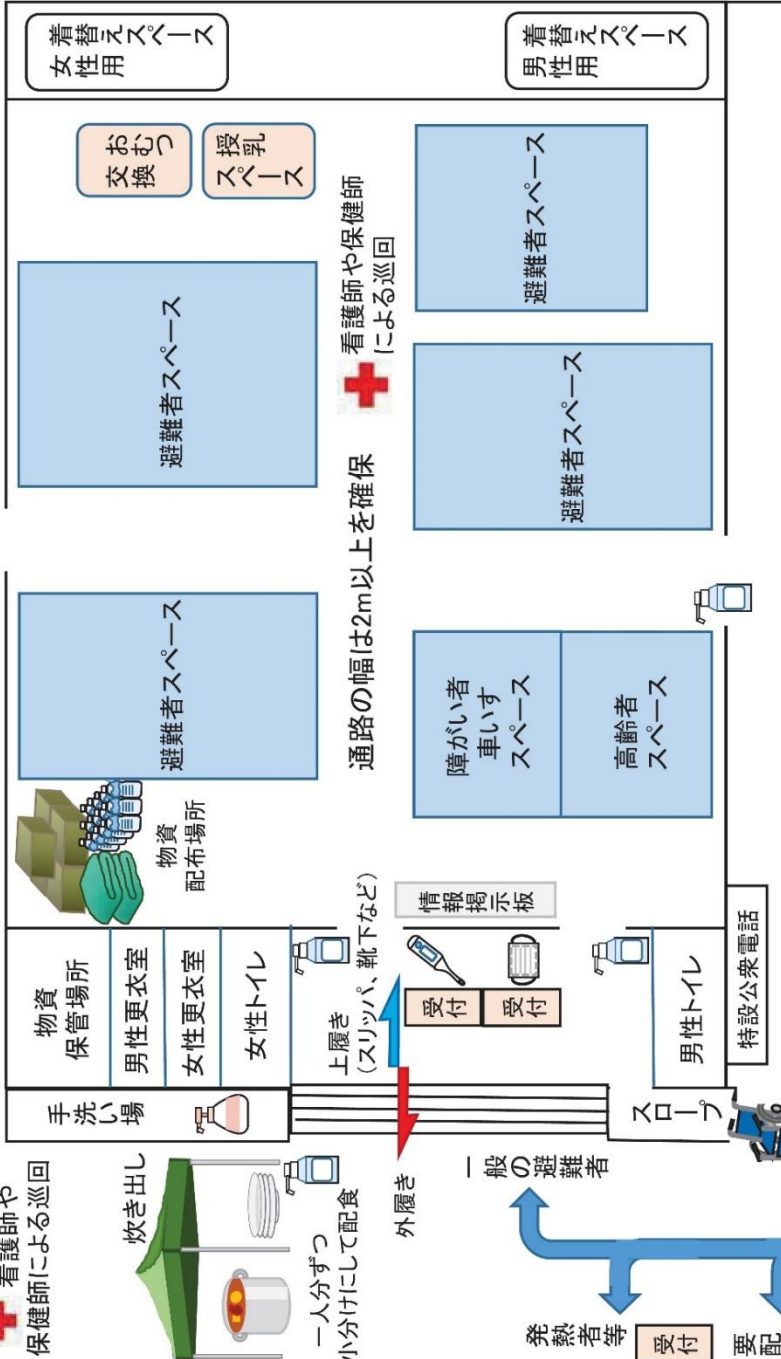
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

〈専用スペース〉



〈集合スペース〉



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

避難者

総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け（ナンバリング）を行う。
（マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参）

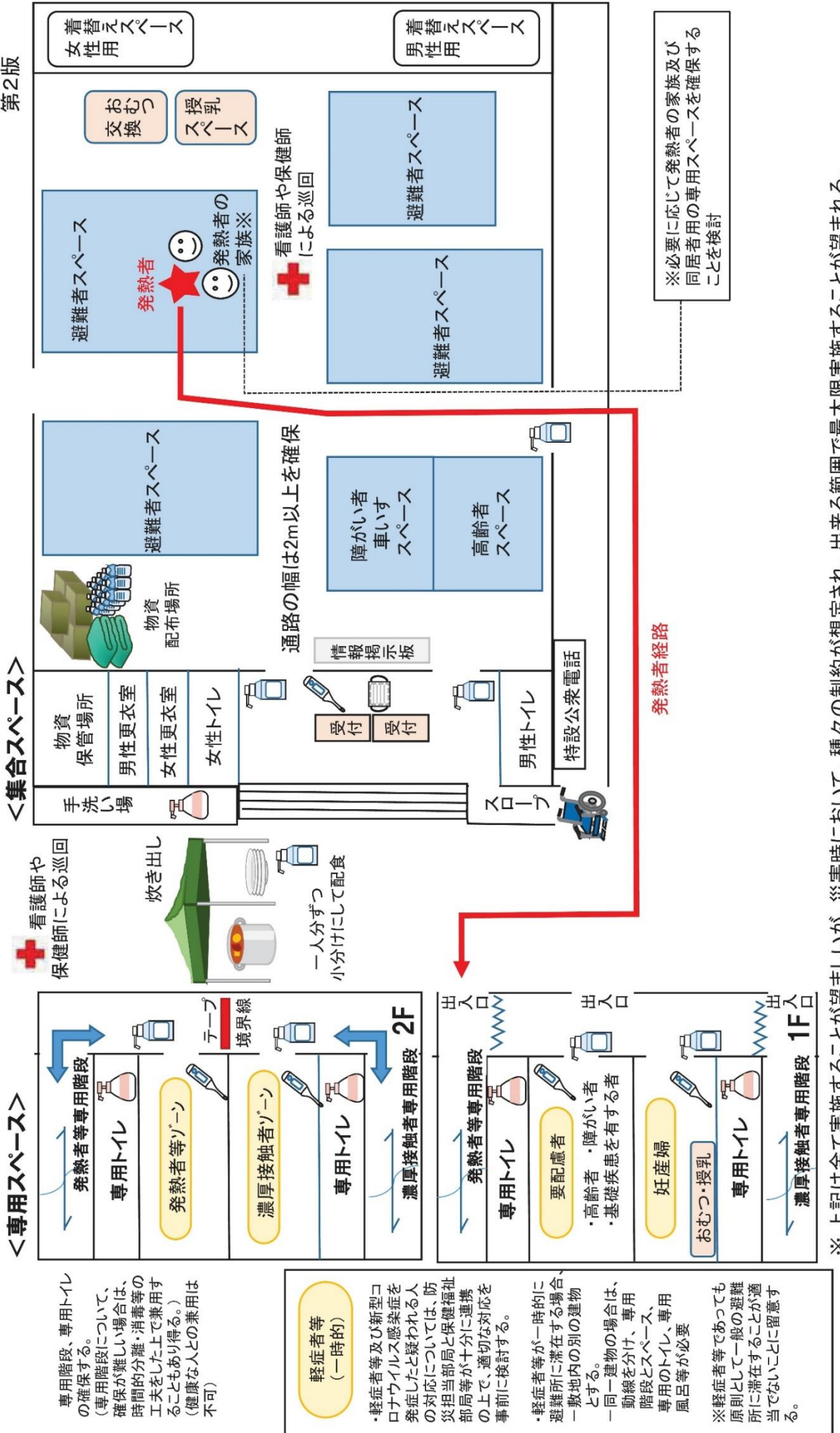
留意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版



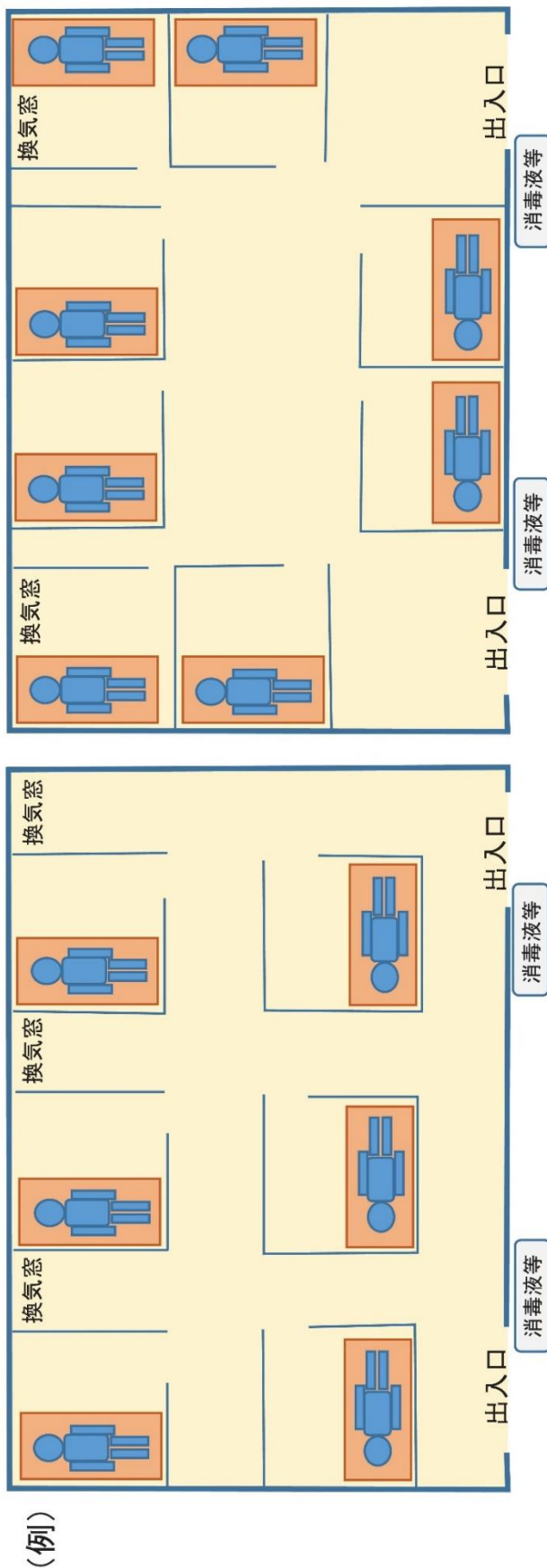
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する可能性がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。

(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時に於いて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。